

国民年金の届出を忘れずに 会社を退職・配偶者扶養から 外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。

次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、各出張所で加入の届出が必要です。

- ①会社を退職したとき(厚生年金等の資格を喪失したとき)
- ②厚生年金等加入者に扶養されていた配偶者が、扶養から外れたとき
- ③外国から転入したとき
- ④外国へ転出したとき(任意加入) ※区役所でのみ受付
- ⑤会社等に勤めていない方が20歳になったとき
- ⑥年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき
- ⑦⑧⑨以外の届出は、年金手帳等基礎年金番号が記載された書類が必要です。

また、厚生年金等に加入するとき、国民年金第3号被保険者となる(厚生年金等)に加入する配偶者の扶養になる)ときは、勤務先等への届出が必要です。

届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

「厚生年金・国民年金第3号被保険者等の問合せ先 江東年金事務所(亀戸5-16-19)」
☎(3683)1231

☎(3647)1131
区民課年金係
☎(3647)1131
http://tokyo-hellowork.site.mhlw.go.jp/
list/kiba.html)で紹介しています。

平成27年度 江東きつぎクラブ 新規に7校を加え33校で開設

区では、現在、放課後等に子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる江東きつぎクラブを26の小学校で実施しています。平成27年度からは、新たに7校(下表)で開設し、33の小学校で江東きつぎクラブを実施します。



児童の募集

○A登録
平成27年3月募集開始予定

○B登録
児童クラブの募集と同時期(12月)を予定

☎(3647)9308
放課後支援課支援係

江東きつぎクラブには、放課後子ども教室機能のA登録と、児童クラブ機能のB登録があります。B登録では、原則として学校内に専用のスペースを設けて事業を運営します。第二辰巳小学校と浅間堅川小学校では児童の収容対策上、当面はA登録のみを実施し、B登録は近隣の児童クラブで対応します。

平成27年度江東きつぎクラブ 新規開設校

学校名	所在地
辰巳小学校	辰巳1-11-1
第二辰巳小学校(※)	辰巳1-1-22
浅間堅川小学校(※)	亀戸9-22-4
第一大島小学校	大島2-41-4
第四砂町小学校	南砂2-13-18
第七砂町小学校(☆)	東砂3-21-5
豊洲西小学校	豊洲5-1-35

(※)A登録のみ実施
(☆)第七砂町児童クラブは、江東きつぎクラブ七砂B登録へ移行

類が必要です。このほかの必要添付書類は、お問い合わせください。

また、厚生年金等に加入するとき、国民年金第3号被保険者となる(厚生年金等)に加入する配偶者の扶養になる)ときは、勤務先等への届出が必要です。

届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

「厚生年金・国民年金第3号被保険者等の問合せ先 江東年金事務所(亀戸5-16-19)」
☎(3683)1231

☎(3647)1131
区民課年金係
☎(3647)1131
http://tokyo-hellowork.site.mhlw.go.jp/
list/kiba.html)で紹介しています。

高齢者世帯への 民間賃貸住宅あっせん

区では毎週火曜に、住宅にお困りの高齢者世帯の方を対象に、不動産団体の会員(不動産屋さん)が相談窓口で民間賃貸アパートや賃貸マンションの空き室情報をご案内しています。

国が定める10月の「住生活月間」にあわせて、区では10月の第1、第4木曜まで毎週木曜にも相談窓口を臨時開設します。

この窓口では、建替え等により転居を求められている方や、家賃負担が過重となり、より家賃の安い転居先を探している方、区外から江東区内に住む親族の近くに転居先を求めの方等から希望するお部屋の条件を聞きながら、団体の情報網を使い、空き室の情報を提供します。

☎(3647)9473
住宅課住宅指導係

豊洲地区「パートタイム」就職面接会 企業の担当者と直接面接

区では、パート就労にかかる合同面接会をハローワーク木場と共催します。今回の就職面接会では、豊洲地区を中心に就業場所がある企業8社程度が参加し、その企業の担当者として、直接面接ができます。

※参加企業はおおむね開催日2週間前にハローワーク木場ホームページ(<http://tokyo-hellowork.site.mhlw.go.jp/list/kiba.html>)で紹介しています。

☎(3647)2331
求人企業・内容に関することハローワーク木場事業所第一部門
☎(3643)8605

成年後見制度 「社会貢献型後見人」の養成へ 基礎講習受講のためのオリエンテーション

成年後見制度は、認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などで不利益をこうむったり、悪質商法の被害者になったりしないよう支援する制度です。裁判所に選任された後見人が、本人の法的代理となつて、本人の権利と財産を守ります。

区では、親族や弁護士等の専門職以外で、地域で後見業務を担っていただく「社会貢献型後見人」の候補者を、成年後見制度推進機関である江東区権利擁護センター「あんしん江東」で養成してまいります。

この基礎講習受講のためのオリエンテーションを開催します。受講希望の方はご参加ください。

時10月15日(水)午後3時～4時半
場江東区文化センター6階第3会議室(東陽4-11-3)
区区内で後見業務にかか

江東区権利「あんしん江東」 擁護センター「成年後見制度を推進

江東区権利擁護センター「あんしん江東」では、日常生活に不安のある高齢の方や障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、次のような支援を行っています。各種相談は、無料でご利用いただけます。

福祉サービス総合相談
福祉に関する情報提供・利用援助等総合的な相談に応じます。

併 弁護士・司法書士による相談・苦情相談
権利侵害や財産管理など専門的な相談に応じます。また、福祉サービス利用上の苦情解決に向けての助言・調整を行います。

成年後見制度の利用推進
判断能力が不十分な人の権利や財産を適正に守る成年後見制度の利用相談、講習会の開催を行います。また、社会貢献型後見人養成支援、法人後見・法人後見監督の受任を行います。

☎(3647)1710
FAX(5683)1570

わる活動を継続的に行う意思があり、健康上の問題や時間的制約がない方
区職員等による説明、推薦申込書(経歴書・作文用紙)の配付※申込書は後日提出してもらい、区で選考のうえ東京都社会福祉協議会へ推薦
10月3日(金)消印有効
往復はがきに①氏名②年齢・性別③郵便番号・住所④電話番号を記入し、〒135-833区役所高齢者支援課高齢者相談係に郵送または窓口(はがきを持参)
☎(3647)4324
FAX(3647)9247

この基礎講習受講のためのオリエンテーションを開催します。受講希望の方はご参加ください。

この基礎講習受講のためのオリエンテーションを開催します。受講希望の方はご参加ください。

この基礎講習受講のためのオリエンテーションを開催します。受講希望の方はご参加ください。

この基礎講習受講のためのオリエンテーションを開催します。受講希望の方はご参加ください。

この基礎講習受講のためのオリエンテーションを開催します。受講希望の方はご参加ください。